鹿嶋市公式ホームページリニューアル業務委託

公募型プロポーザル実施要領

平成30年11月29日

鹿嶋市 政策企画部 広報推進課

【目次】

１. 業務の概要

１.１ 業務名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１.２ 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１.３ 業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１.４ 委託期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１.５ 提案上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１.６ 支払い方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２. プロポーザルに関する事項

２.１ 参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２.２ スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２.３ 公告・募集要領等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２.４ 参加申込書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２.５ 質疑及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２.６ 企画提案書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２.７ 企画提案書等の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

２.８ 審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

２.９ 契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２.10 プロポーザル参加に際しての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１. 業務の概要

**１.１ 業務件名**

３０鹿広第１号　鹿嶋市公式ホームページリニューアル業務委託

**１.２ 目的**

現在，鹿嶋市（以下「本市」という。）のホームページは，平成22年４月の改編以降８年以上が経過しており（軽微なデザイン変更を除く。），高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められる中，管理運用が困難な状況となっている。

また，カテゴリ分類やリンク・ナビゲーション等が適切に管理できておらず，閲覧者から「情報が点在し，必要な情報にたどり着けない」「情報更新が遅い」「古い情報がいつまでも掲載されている」等の様々な意見が寄せられており，サイト構成やシステム的な問題への対応も求められている。

そのため，アクセシビリティのチェック機能を備えたCMSを導入するとともに，サイト構成やデザインなどの再構築，コンテンツの充実など，ホームページの全面的なリニューアルを行う。

ついては，業務の取組方針やシステム機能等の提案を広く受け，委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため，公募型プロポーザルを実施する。

**１.３ 業務内容**

【別紙】鹿嶋市公式ホームページリニューアル業務委託　仕様書のとおり

**１.４ 委託期間**

契約日（平成30年3月１日予定）から平成32年３月31日まで

**１.５ 提案上限額**

11,861,100円（消費税及び地方消費税を含む。）。

この額を越えた提案は無効とする。

**１.６ 支払い方法**

本業務にかかる費用は，完了検査終了後，請求があった日から30日以内に指定された口座に振り込むものとする。

２. プロポーザルに関する事項

**２.１ 参加資格**

本プロポーザルに参加できるのは，【様式1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

1. 本市での競争入札参加資格を有していること。ただし，入札参加資格を有していない場合でも，次に掲げる事項の書類を提出して，本プロポーザルに参加することができる。

ア　法人にあっては，履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ　商号登記している個人にあっては，履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ　商号登記していない個人にあっては，身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ　財務諸表（法人及び個人）

オ　直近年度の国税，都道府県税及び市町村民税に未納がないことを証明する書類

1. 過去5年以内に，人口6万人以上の市，国，都道府県等が有するページ数3,000以上のホームページについてのCMS導入から運用までを包括的にサービスとして提供した実績を有する者。ただし，連携協力企業等（プロポーザルに参加する者と協力し，当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは，参加する者と連携協力企業のうちいずれかが実績を有すれば良いものとする。
2. 参加申込時に，本市及び茨城県から指名停止の処分を受けていないこと。
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て，又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
5. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のISMS適合性評価制度の認定，又はプライバシーマークの認定を受けていること。ただし，連携協力企業等（プロポーザルに参加する者と協力し，当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは，参加する者と連携協力企業のうちいずれかが上記認定を受けていれば良いものとする。
6. 自己又は自社の役員等が，次のいずれにも該当する者でないこと，及び次の(ア)から(キ)までに掲げる者が，その経営に実質的に関与していないこと。
   1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

* 1. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。）

* 1. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  2. 自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって

暴力団又は暴力団員を利用している者

* 1. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し，又は便宜を供与する等，直接的又は積極的に

暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者

* 1. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  2. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

1. 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと

※(3)～(7)については，連携協力企業等があるときは，当該連携協力企業等においても同様とする。

**２.２ スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| 公告 | 平成30年11月29日（木曜日） |
| 募集要領等の配布 | 平成30年12月4日（火曜日）～12月13日（木曜日） |
| 参加申込書提出期限 | 平成30年12月13日（木曜日） |
| 参加資格確認通知 | 平成30年12月18日（火曜日） |
| 質疑書の受付期限 | 平成30年12月26日（水曜日） |
| 質疑書に対する回答期限 | 平成31年1月11日（金曜日） |
| 企画提案書提出期限 | 平成31年1月22日（火曜日） |
| 一次審査（書面審査） | 平成31年1月23日（水曜日）～2月8日（金曜日） |
| 一次審査結果通知 | 平成31年2月13日（水曜日） |
| 二次審査（プレゼンテーション） | 平成31年2月20日（水曜日）※予定 |
| 最終選考結果通知・公表 | 平成31年2月25日（月曜日） |
| 契約締結・業務開始 | 平成31年３月１日（金曜日）※予定 |

**２.３ 公告・募集要領等の配布**

**2.3.1公告**

平成30年11月29日（木曜日）に鹿嶋市公告式条例に定める掲示場に掲示する。また，本市ホームページにも掲載する。

**2.3.2募集要領等の配布**

1. 配布期間

平成30年12月4日（火曜日）から平成30年12月13日（木曜日）まで

1. 配布方法

本市ホームページからダウンロード又は広報推進課で配布する。

**２.４ 参加申込書の提出**

**2.4.1提出期間**

平成30年12月4日（火曜日）8時30分から平成30年12月13日（木曜日）17時まで

※郵送の場合は，平成30年12月13日（木曜日）到着分まで有効

**2.4.2提出場所・方法**

広報推進課へ事前に電話連絡のうえ，参加申込書等を持参，又は郵送により提出すること。

**2.4.3提出書類**

このプロポーザルに参加を希望する場合は，次の書類を各1部提出しなければならない。

1. 【様式1】参加申込書
2. 【様式2】参加資格に関する申立書
3. 【様式3】受注実績調書
4. 【様式4】会社概要書

**2.4.4参加資格確認通知**

平成30年12月18日（火曜日）までに，参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

**2.4.5参加辞退**

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合，辞退届（任意の様式）を広報推進課へ事前に電話連絡のうえ，持参して提出すること。なお，既に提出された書類は返却しない。

**２.５質疑及び回答**

質疑がある場合は，【様式5】質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては，一切受け付けない。

**2.5.1質疑書の提出**

(1)提出期間

平成30年12月18日（火曜日）8時30分から平成30年12月26日（水曜日）17時まで

(2)提出場所・方法

広報推進課へ持参又は電子メール（kouhou1@city.ibaraki-kashima.lg.jp）にて提出すること。なお，件名は「鹿嶋市ホームページリニューアル業務委託質疑」とすること。

**2.5.2質疑書の回答**

質疑に対する回答は，競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き，参加申込書を提出した者全員に対して，平成31年1月11日（金曜日）までに随時，電子メールにて回答する。

**２.６ 企画提案書等の提出**

参加申込書を提出し，このプロポーザルに参加する者は，次のとおり企画提案書等を提出すること。なお，提案は1社1案とする。

**2.6.1提出書類**

1. 企画提案書｛A4判長辺綴じ両面カラー印刷（A3判の挿入も可。A4判でもA3判でも1ページ換算）｝ 13部
2. 【別紙1】CMS機能要件一覧表　13部
3. 企画提案書の電子データ（CD-R） 1枚
4. 【様式6】見積書（構築費・構築時保守費），【様式6-1】見積明細書（構築費・構築時保守費）各13部
5. 【様式7】見積書｛運用保守費用（単年度）｝13部

**2.6.2提案書等の提出**

1. 提出期間

平成30年12月18日（火曜日）８時30分から平成平成31年1月22日（火曜日）17時まで

1. 提出場所・方法

広報推進課へ事前に電話連絡の上，企画提案書等を持参により提出すること。

**２.７ 企画提案書等の作成**

**2.7.1企画提案書等の作成**

【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

**2.7.2見積書の作成**

1. 構築費用

様式６に沿って，設計関連費，デザイン費，CMS導入費，外部ASP導入費，サーバ等環境構築費，データ移行費，研修費，有償カスタマイズ，構築期間および試験運用期間中（平成31年度末まで）の保守費等，リニューアル業務にかかるすべての費用の合計額を様式に記入すること。ただし，構築費用の合計金額は11,861,100円以内とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

1. 保守費用

**平成32年度以降の運用・保守については，本契約の範囲には含まない**が，仕様書の【６. 運用保守に関する要件】に係る業務を1年間行った場合に必要となる保守費用の合計を，様式７に沿って記入すること。ただし，保守費用は月額240,000円以内とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

**２.８ 審査**

選定にあたっては，鹿嶋市公式ホームページリニューアル業務に係るプロポーザル審査委員会を設置し，優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

提案者の提案書等について，下記のとおり審査を実施する。なお，評価項目や優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等ついては【別紙4】審査実施要領に示す。

**2.8.1一次審査（書類審査）**

一次審査は，【別紙4】審査実施要領に基づき，ホームページ及びCMS機能等要件一覧，企画提案書，見積書（構築費用），見積書（保守費用）について審査を行い，上位3社を一次審査通過者とする。

**2.8.2一次審査結果通知**

一次審査の結果は，参加者全員に対し平成31年2月13日（水曜日）までに，参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

尚，この時点での一次審査の評価内容は公表しない。

**2.8.3二次審査（プレゼンテーション審査）**

【別紙4】審査実施要領に沿って，プレゼンテーションの内容を評価する。

　　平成31年2月20日（水曜日）※予定

**2.8.4優先交渉権者の決定**

【別紙4】審査実施要領に沿って優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

**2.8.5最終審査結果通知及び優先交渉権者の公表**

1. 結果通知

最終審査の結果は，参加者全員に対し平成31年2月25日（月曜日）までに，参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

1. 公表

参加者数，優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開），審査結果等は，平成31年2月25日（月曜日）本市ホームページ上に公表する。

1. 非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は，最終審査結果通知後1週間以内に当事務局に連絡すること。ただし，説明については本市が書面を希望者にメールにて提出するのみとする。

**２.９ 契約**

**2.9.1契約の締結**

プロポーザルの提案内容に基づき選考するが，提案内容をそのまま採用するとは限らない。

また，契約額については，採用決定後，採用者と仕様書について協議のうえ，1.5提案上限額を超えない金額で別途決定することとする。

**2.9.2次点交渉権者との交渉**

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には，次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

**2.9.3契約条項等**

別に定める契約書（案）のほか鹿嶋市財務規則等の定めるところによる。

**2.9.4契約期間**

契約締結日から平成32年３月31日までとする。

**2.9.5契約保証金**

契約保証金は，契約金額の10/100以上とする。なお，鹿嶋市契約規則145条第1項第7条に掲げる条件を満たす場合は，契約保証金を免除する。

**２.10 プロポーザル参加に際しての留意事項**

**2.10.1失格・無効**

次のいずれかの事項に該当する場合は，失格又は無効とする。

1. 参加申込書を提出した後，提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
2. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
3. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
4. 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
5. 優先交渉権者選定終了までの間に，他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合
6. 契約締結までの間に，プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

**2.10.2留意事項**

1. 提出された企画提案書等は返却しない。
2. 提出以降における企画提案書等の追加，差し替え及び再提出は認めない。
3. 提出された企画提案書等は，選定を行う作業に必要な範囲において，本市が複製を作成することがある。
4. 企画提案書等の作成，提出，プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は，すべて提案者の負担とする。
5. 提出書類の内容に含まれる著作権，特許権，商標権，その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は，すべて提案者が負うものとする。
6. 提出された書類は鹿嶋市情報公開条例および鹿嶋市個人情報保護条例の規定に基づき，非公開とすべき箇所を除き，開示する場合がある。
7. 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は，本市の許可なく公表又は使用することはできない。

**【問い合わせ先及び各種書類の提出先】**

鹿嶋市政策企画部広報推進課　担当　曽根

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井1187-1

（Tel）0299-82-2911

（Fax）0299-82-0789

（e-mail）kouhou1@city.ibaraki-kashima.lg.jp